

仙台復興レポート

～仙台市の復興状況の最新情報を毎月お知らせしていきます～

目次

1. 震災の概要と復興の状況 3

- 震災被害の概要
- 復興事業の状況

2. 生活再建支援 5

- 応急仮設住宅入居世帯状況 **改**
- 入居世帯の震災時居住形態の推移、震災時の居住地と住まいの再建方針 **改**
- 応急仮設住宅の供与期間(特定延長の導入)、被災者生活再建推進プログラムの改訂(加速プログラムへ)
- 「生活再建支援」のポイント① **改**
- 被災者生活再建加速プログラム(その1) **改**
- 「生活再建支援」のポイント②
- 被災者生活再建加速プログラム(その2)
- 被災者生活再建加速プログラム(その3)

3. 津波防災対策 13

- 津波防災対策の基本的な考え方
- 津波シミュレーション
- 津波防災対策の概要 **改**
- かさ上げ道路事業
- 津波避難施設整備事業

4. 東部地域の住宅再建 18

- 防災集団移転促進事業
- 移転対象地区における支援制度、移転対象地区外における支援制度
- 「東部地域の住宅再建」のポイント

- 防災集団移転促進事業のこれまでの取組み(その1)
- 「東部地域の防災集団移転」の取組み①
- 防災集団移転促進事業のこれまでの取組み(その2)
- 「東部地域の防災集団移転」の取組み②
- 移転先の状況

5. 蒲生北部地区の復興土地区画整理 26

- 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業・整備計画図
- 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の流れ **改**
- 「蒲生北部地区の復興土地区画整理」のポイント

6. 宅地被害復旧・支援事業 29

- 被災宅地の復旧事業について(その1)
- 被災宅地の復旧事業について(その2) **改**
- 宅地被害復旧・支援事業のこれまでの取組み
- 「宅地被害復旧・支援事業」のポイント

7. 復興公営住宅の整備 33

- 復興公営住宅(集合住宅)の整備箇所一覧
- 復興公営住宅(集合住宅等)の整備戸数
- 復興公営住宅の整備状況 **改**
- 「復興公営住宅の整備」のポイント **新**

8. 農業の復興に向けて 37

- 農地の再生とほ場整備事業

新 ... 今回新規に追加したページ

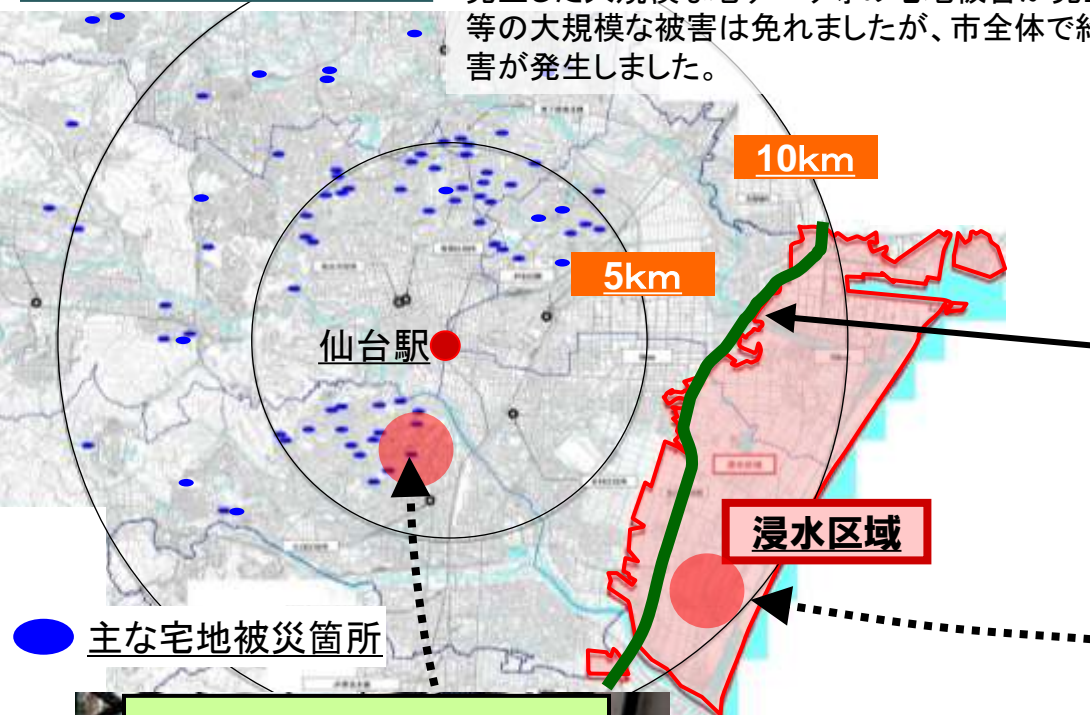
改 ... 今回更新したページ

各問い合わせ先については、
資料の38ページ、39ページをご覧ください。

1. 震災の概要と復興の状況

震災被害の概要

東日本大震災により、仙台市内では、東部沿岸部を襲った津波による被害のほか、北西丘陵部を中心に発生した大規模な地すべり等の宅地被害が発生しました。一方、市中心部ではビルの倒壊や火災の延焼等の大規模な被害は免れましたが、市全体で約14万件の家屋が半壊以上の被害を受けるなど、多くの被害が発生しました。



宅地被害：5,728宅地

丘陵部の宅地被害(太白区緑ヶ丘地区)

宅地被害は昭和30年代から40年代にかけて造成された古い団地に集中しました。

堤防代わりとなった仙台東部道路



浸水面積：4,523ha



沿岸部の津波被害(若林区三本塚付近)

沿岸から4kmほど中を走る盛土構造の仙台東部道路が堤防代わりとなり、内陸市街地への津波の浸水は免れましたが、沿岸部の集落では、多くの方が亡くなられたほか、多くの住宅が流失しました。

1. 震災の概要と復興の状況

復興事業の状況

仙台市では、被災地で最短の5年の復興計画を策定し、震災により失われた住まいの再建や、安全なふるさとの再生に取り組んでいます。その中でも、住まいの再建に関する事業（防災集団移転、被災宅地の復旧、復興公営住宅の整備）に関しては、現時点で、復興計画期間内には事業完了が見通せる段階に至っています。一方で、新たなかさ上げ道路の整備や蒲生北部地区の区画整理など、今後とも継続して取り組むべき事業もありますが、全体としては、これまで概ね計画どおりの進捗を見せています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31～33年度
集団移転		移転先造成完了				
公共事業による宅地復旧			全地区完了			
復興公営住宅			3206戸整備完了			
津波避難施設		▼中野五丁目整備完了		13施設整備完了		
海岸公園再整備		井土地区 避難の丘 } 着工				
かさ上げ道路			全区間着工			
避難道路		着工				
蒲生北部土地区画整理	▼事業計画決定	▼仮換地指定・着工				

2. 生活再建支援

応急仮設住宅入居世帯状況

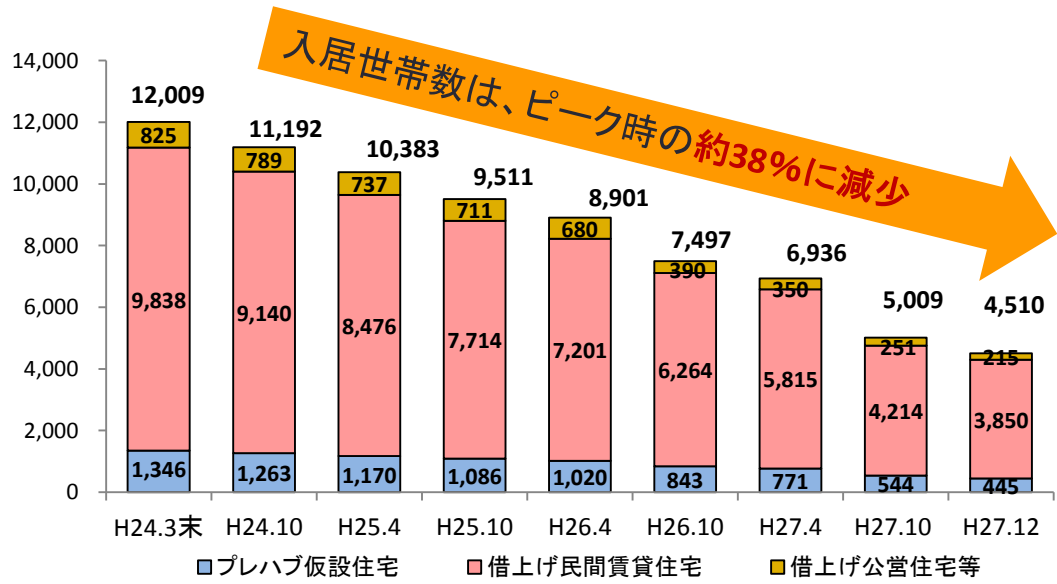
仙台市内の応急仮設住宅には、H24年3月末のピーク時において、約1万2千世帯が入居されていましたが、住まいと暮らしの再建が一定程度進んできたことにより、現在はピーク時の約38%にまで減少しています。

【入居世帯数(全体)】

	H27.12.1	割合
プレハブ仮設住宅	445世帯	9.9%
借上げ民間賃貸住宅	3,850世帯	85.3%
借上げ公営住宅等	215世帯	4.8%
合計	4,510世帯	

仮設住宅の約8割は借上げ民間賃貸住宅
 ※ 既存の住宅ストックを大量活用した初めての事例

【入居世帯の推移】



H27.10.1現在

【入居者の高齢化率】※高齢者=65歳以上 阪神・淡路大震災との比較

	神戸市 (H7.12)	仙台市 (H27.10)
仮設住宅	31.2%	19.3%
全市	13.5%	21.7%

↑ 当時の市内平均の2倍以上
 ↑ 市内平均と同水準

【仮設住宅タイプ別の高齢化率】

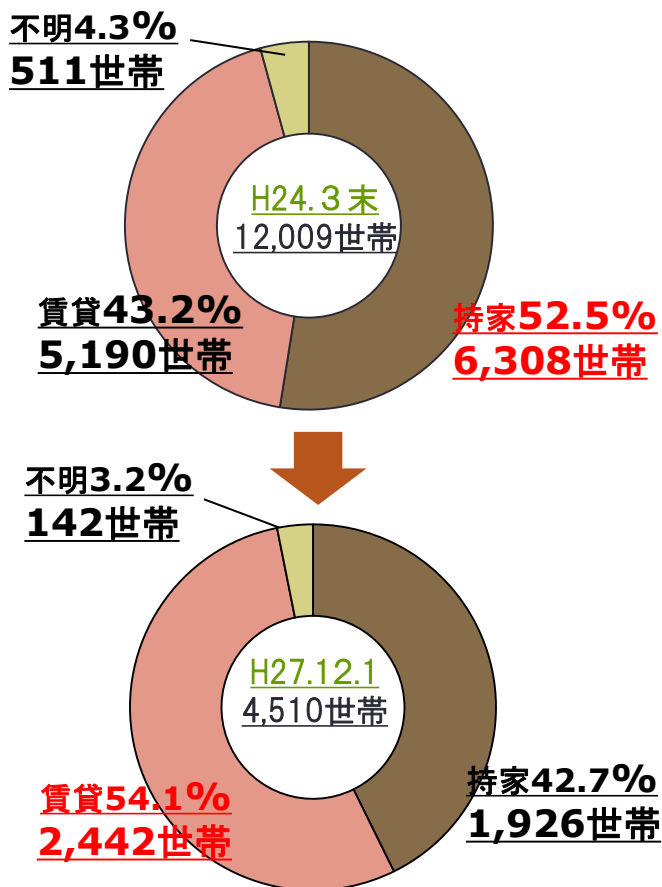
タイプ	高齢化率
プレハブ仮設住宅	28.5%
借上げ民間賃貸住宅	16.9%
借上げ公営住宅等	21.9%

借上げ民間賃貸住宅の高齢化率が低い

2. 生活再建支援

入居世帯の震災時居住形態の推移

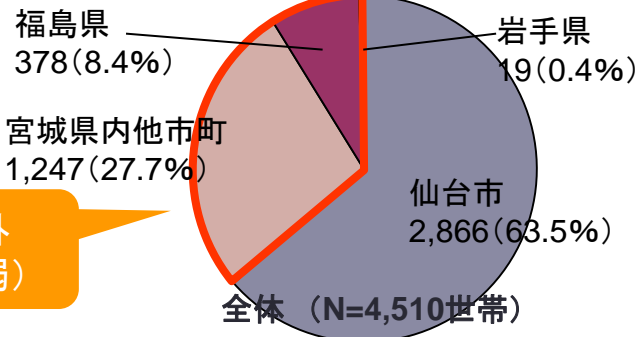
仮設住宅入居世帯の震災時の居住形態を見ると、当初(H24年3月末)は、震災時に持家に居住していた世帯が半数以上を占めていましたが、現時点では、その割合が逆転しています。震災時に賃貸住宅に居住していた世帯の住宅再建が比較的進んでいない状況です。



震災時の居住地と住まいの再建方針

東北に広く被害をもたらした今回の震災では、避難も広域的に行われ、仮設住宅入居世帯の約3分の1は、市外で被災された世帯です。市外で被災された世帯は、住まいの再建方針が比較的固まりにくい傾向にあり、これらの世帯に対する支援が今後引き続き取り組むべき課題です。

【震災時の居住地】



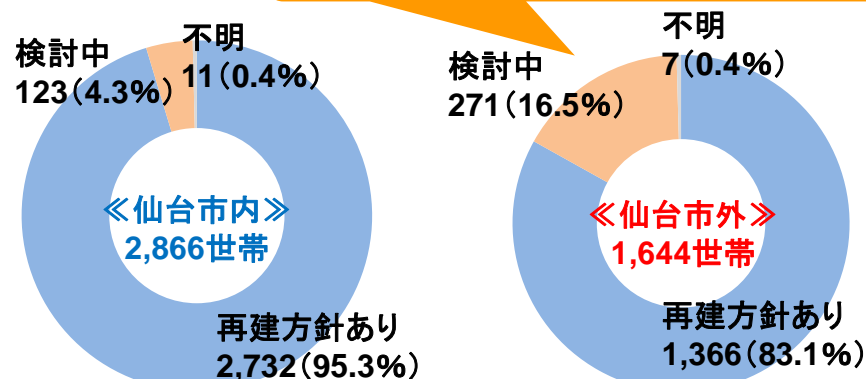
3分の1は仙台市外
(福島県からは1割弱)

H27.12.1現在

【住まいの再建方針】

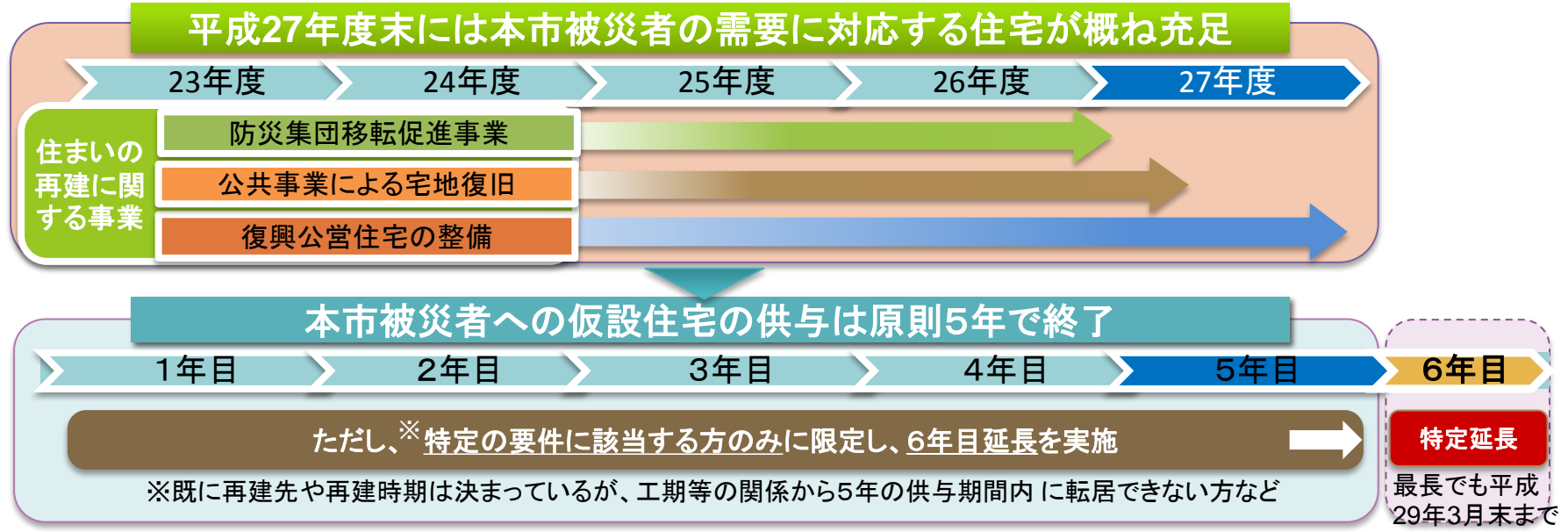
公共事業(集団移転、宅地復旧、復興公営住宅)の活用や自力で住宅を建築・購入、賃貸住宅への入居 など

震災時の居住地が仙台市外の世帯のうち約17%が検討中

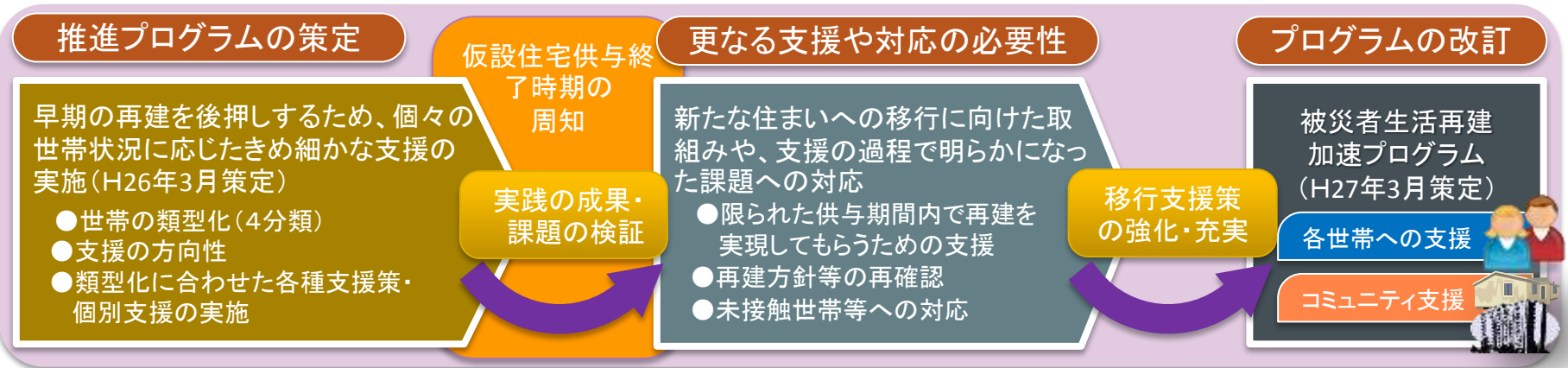


2. 生活再建支援

応急仮設住宅の供与期間（特定延長の導入）



被災者生活再建推進プログラムの改訂（加速プログラムへ）





「生活再建支援」のポイント①

<仮設住宅の供与期間・特定延長の導入>

仙台市の復興事業は、住まいの再建に係る事業を中心に、概ね終了が見通せる時期を迎えており、震災から5年目を迎える平成27年度末には、仮設住宅居住者の需要に対応する住宅供給が充足される見込みとなっています。

したがって、仙台市で被災された世帯に対する仮設住宅の供与は、住宅を建築中など特定の要件に該当する方を除いて原則5年で終了することとしています。

<被災者生活再建加速プログラム>

仮設住宅の供与が5年で終了することに伴い、平成28年度の4～6月をピークに、多くの世帯が仮設住宅の供与期限を迎えることとなります。

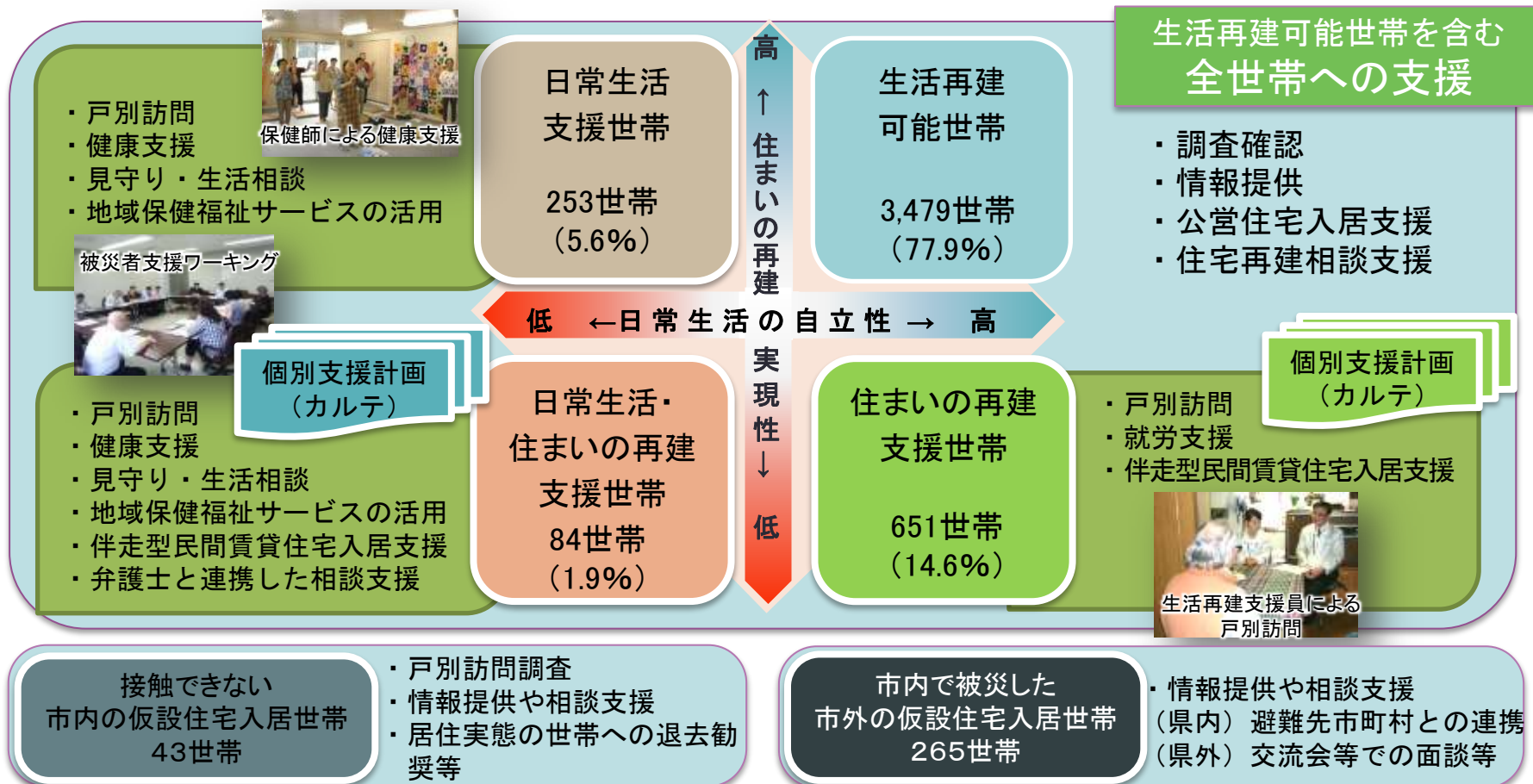
新たな住まいへの円滑な移行や、一日も早い生活再建の実現に向けて、これまでの支援プログラムを改訂した「被災者生活再建加速プログラム」により、被災された方々の生活再建の一層の後押しに取り組んでいます。

2. 生活再建支援

被災者生活再建加速プログラム（その1）

(1) 各世帯への支援

供与期間内に新たな生活の場へ早期に移行できるよう、課題を抱える世帯に対する移行支援策の充実・強化に加え、未だ接触できない世帯への対応や、本市で被災し市外の仮設住宅に入居する世帯への支援にも、適切に取り組みます。



※ 世帯数、割合は平成27年12月1日現在



「生活再建支援」のポイント②

<各世帯への支援>

仮設住宅にお住まいの方々の状況や課題、ご事情は様々です。

仙台市では、仮設住宅の全戸訪問を通じて、各世帯の状況や再建方針、再建に関する課題等を把握し、「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」という2つの観点から、大きく世帯を4つに区分し、区分に応じて必要な支援策をきめ細かに講じています。

例えば、健康面や就労面など複合的な課題を抱える世帯や、住まいの再建に課題のある世帯に対しては、個別支援カルテを作成し、家庭の事情に応じた支援を行っているほか、自ら行動を起こすことが難しい世帯に対する伴走型の賃貸住宅入居支援の実施など、新たな住まいへの移行支援策の強化により、被災者の生活再建の早期実現に向け取り組んでいます。

2. 生活再建支援

被災者生活再建加速プログラム（その2）

(2) コミュニティ支援

被災された方の生活再建が進むにつれ、プレハブ仮設住宅の入居者減少に伴う課題への対応が重要となっています。そのため、見守りや巡回等の支援の充実に努めています。

① プレハブ仮設住宅団地等の入居者減少への対応

- ◆ 入居者の減少によるひとり暮らし世帯等への見守りや自治会解散後の団地内活動、防犯安全面への対応など、引き続き団地内のコミュニティ維持に必要な支援を実施

主な支援施策

ひとり暮らし高齢者等生活支援システムの利用対象世帯の拡大

自治活動への支援

団地内の暗所への照明設置や警備業者による夜間巡回の実施



プレハブ仮設住宅における見守り・声かけ



現在行われているさまざまなコミュニティ支援

共同作業



交流サロン



健康講座



2. 生活再建支援

被災者生活再建加速プログラム（その3）

(2) コミュニティ支援

復興公営住宅への入居を果たされた後や、集団移転により新たなふるさとに転居された後に、良好なコミュニティを形成していくことも重要であるほか、孤立防止や見守り活動も当面継続が必要な世帯もあります。そのため、保健福祉センターや社会福祉協議会など、様々な主体と協力して、戸別訪問や見守り活動のほか、新しい良好なコミュニティ形成に向けた支援も行っていきます。

② 復興公営住宅入居者の孤立防止策の推進

◆ 入居世帯の生活状況等の把握や見守りなど孤立防止に努めながら、引き続きコミュニティ形成を支援

- 戸別訪問の実施
- 継続支援のための情報共有
- コミュニティ活動支援
- 見守り活動の促進
- 保健福祉サービスの提供
- ひとり暮らし高齢者等生活支援システムの設置

支援のイメージ図



- 区役所・総合支所**
 - ◆ コミュニティ支援（自治会立上げ等支援）
 - ◆ 健康支援、交流会等開催
 - 復興事業局（生活再建支援員）**
 - ◆ 戸別訪問（全入居世帯の生活状況確認）
 - 社協（支えあいセンター）**
 - ◆ 定期的な訪問（高齢者のみ世帯等の生活状況確認）
 - 区社協（CSW）等**
 - ◆ 住民主体による見守り活動支援・交流会等開催
- 復興公営住宅ワーキング

③ 防災集団移転先地での新たなコミュニティづくり

住宅再建の進捗状況を踏まえた自治会立上げ等支援

④ 津波浸水予想区域におけるコミュニティ再生等

まちづくり専門家派遣によるまちづくり計画の策定やまちづくり活動の活性化支援

3. 津波防災対策

津波防災対策の基本的な考え方

東部沿岸地区の再生にあたって最も重要な視点は、「津波の再来への備え」です。市では物理的な「多重防御」、「避難」のための施設整備、安全な内陸への「移転」の3つの施策を組み合わせ、総合的な対策を講じています。

多重防御

■ 県道かさ上げなどによる津波減災

防潮堤再整備、防災林再生、県道かさ上げなどによる「多重防御による減災」

避難

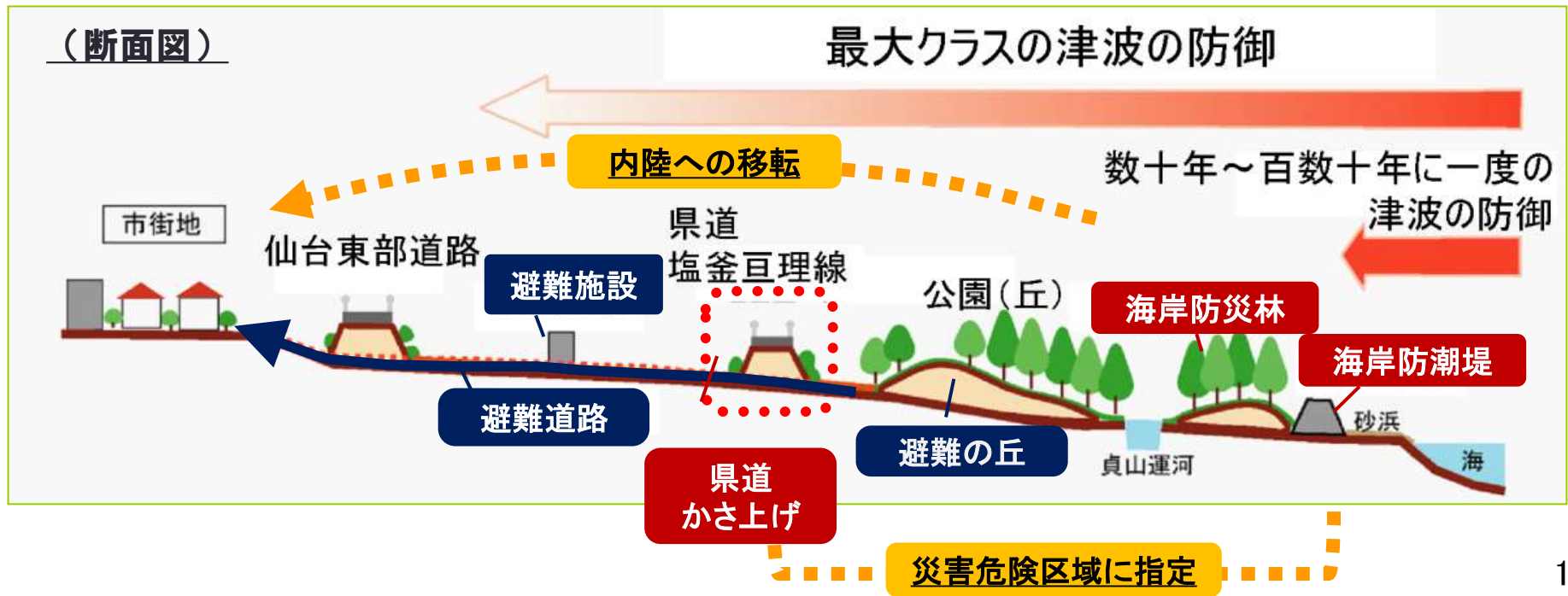
◆ 避難のための施設の確保

「逃げる」ことを重視し、避難の丘や避難施設、避難道路などを整備

移転

■ 安全な内陸への移転

安全な内陸への集団移転による「総合的な防災対策」



3. 津波防災対策

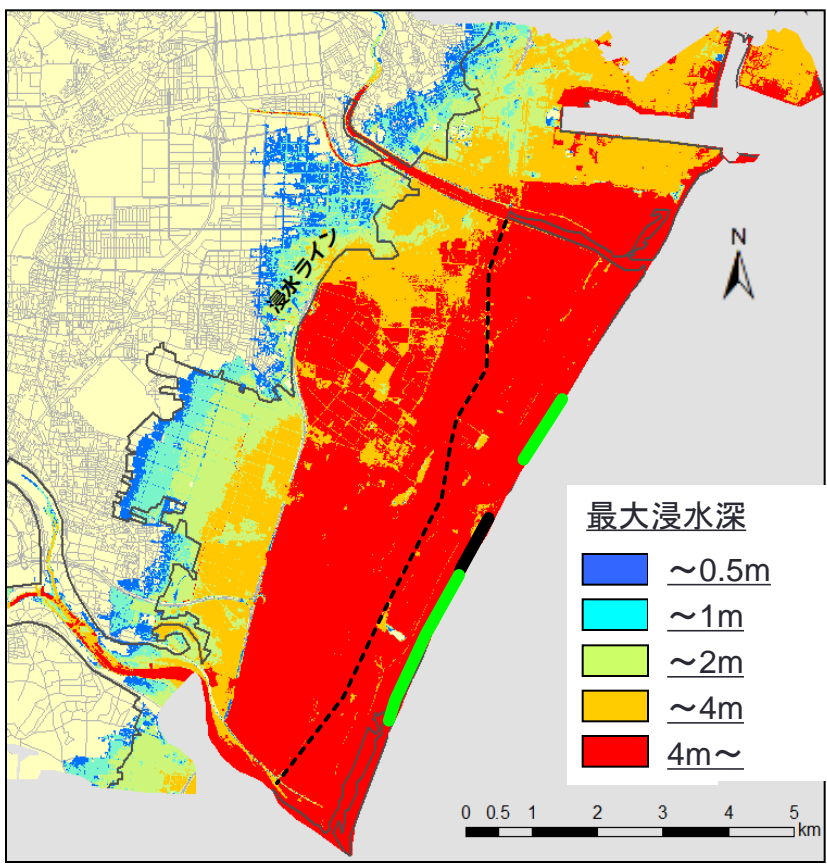
津波シミュレーション

津波防災・防御の考え方に基づき、どのように具体的に構築するか、その効果などについて、東北大学などにも協力いただき、津波シミュレーションにより検証しています。

今後の予測のベースとなるもの(大潮の満潮位での再現)

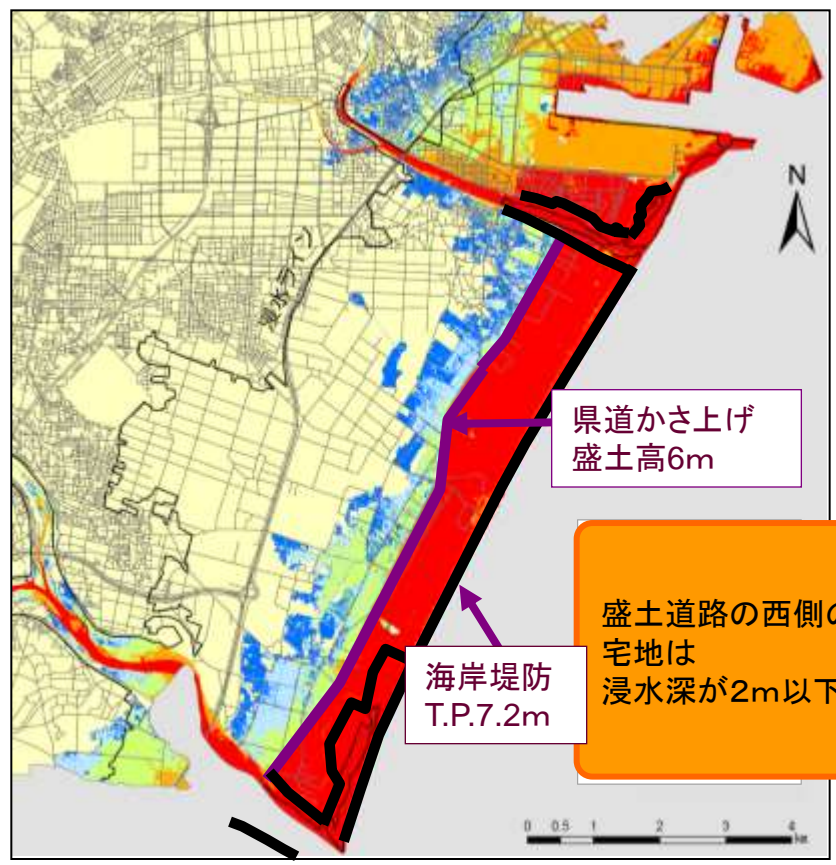
3.11の津波を大潮の満潮位(TP+0.76m)で再現(3.11より約1.2m高い)
堤防の高さと位置は、震災時のもの

潮位:T.P.+0.76m
海岸堤防 T.P.+5.5m
海岸堤防 T.P.+6.2m



復興計画の前提としたもの

潮位:T.P.+0.76m
海岸・河川堤防 T.P.+7.2m
県道 かさ上げ6m



・地形(標高)データ:平成23年3月11日の震災直後の地形(地盤沈下を考慮)
・対象とする津波規模:過去最大クラスである、平成23年3月11日の津波を東北大学がモデル化し、再現。

3. 津波防災対策

津波防災対策の概要

具体的津波防災対策を平面図に示しています。
 赤線(かさ上げ道路)と黒線(防潮堤)に挟まれた、ピンク色で示したエリアが災害危険区域です。
 このエリアでは住宅の新築が禁止され、エリア内にお住まいであった方々を対象に、安全な内陸の13団地(赤線囲みの地区)への移転を進める防災集団移転促進事業を行っています。



**多重
防衛**

- 海岸防潮堤・河川堤防等の再整備
- 海岸防災林の再生(予定区域)
- 県道のかさ上げ



H26. 3. 16
現地着工

かさ上げ道路実物大モデル

避難

- ← 避難道路の整備
- ▲ ■ 津波避難施設の整備 (13箇所)
- ☒ 東部道路法面の避難階段 (5箇所)



移転

- 災害危険区域(内陸への移転)
- 内陸の移転先
- ← 防災集団移転の動き



海岸防潮堤
(H27.9撮影)

3. 津波防災対策

かさ上げ道路事業

沿岸から約1kmの位置を南北に走る県道塩釜亙理線等のかさ上げ事業は、仙台市の津波防災対策の要となる事業です。現在、用地取得が完了したところから施工しており、完成は30年度を予定しています。



3. 津波防災対策

津波避難施設整備事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、仙台市東部地域の津波浸水区域に、タワー型、ビル型等の津波避難施設を平成28年度までに13カ所整備することとしています。



平成27年2月に市内第1号となる避難タワーが完成しました。鉄骨2階建て、6m以上の高さに約300人が避難できるスペースを設け、津波に対応するための強度を有しています。また、寒さ対策のための居室空間の設置、車椅子やベビーカーに配慮したスロープなど、独自の工夫を反映したつくりとなっています。内部には発電機等の備品や非常食等を備えています。

	箇所名	型	収容人数(人)	完成年月日
1	中野五丁目	タワー型	300	H27.2
2	港南東公園内	タワー型	250	
3	岡田会館敷地	タワー型	250	
4	岡田バス出張所跡地	ビル型	400	
5	新浜町内会用地	タワー型	250	
6	笹屋敷消防団施設敷地	ビル型	300	
7	三本塚長屋敷用地	タワー型	150	
8	三本塚権太用地	ビル型	250	
9	井土消防団跡地	タワー型	125	
10	種次消防団施設敷地	ビル型	100	
11	高砂中学校	屋上への 外階段を 設置		H27.3
12	岡田小学校		H27.3	
13	東六郷コミセン敷地	ビル型	400	

施設の概要

- 屋外階段、スロープ付
- 設備備蓄品
トイレ・発電機・防災行政無線・毛布・簡易トイレ
・非常食・飲料水等



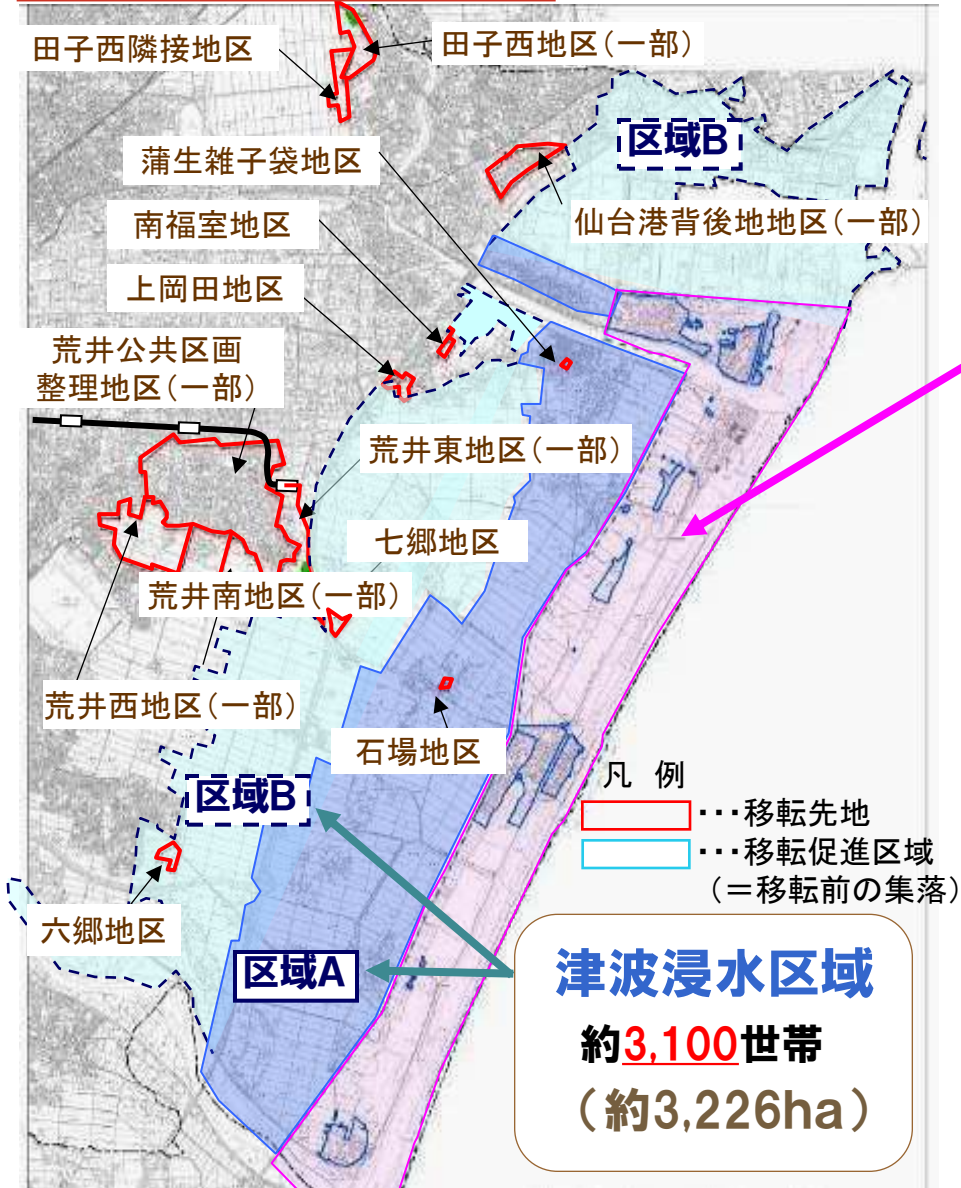
タワー型 (鉄骨造)



ビル型 (鉄筋コンクリート造)
(消防団施設併設)

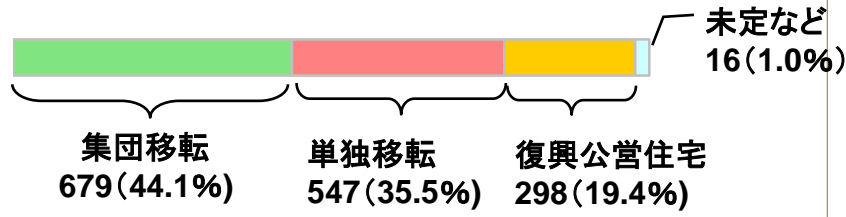
4. 東部地域の住宅再建

防災集団移転促進事業

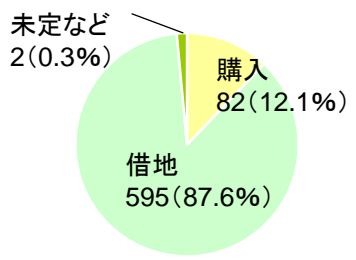


移転対象地区 約**1,540**世帯
(約**1,210**ha)

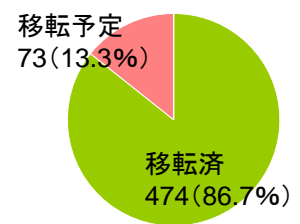
住宅の再建方法 約**99%**の意向を確認



土地の所有形態



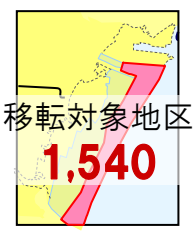
移転の時期



H27.8.17現在

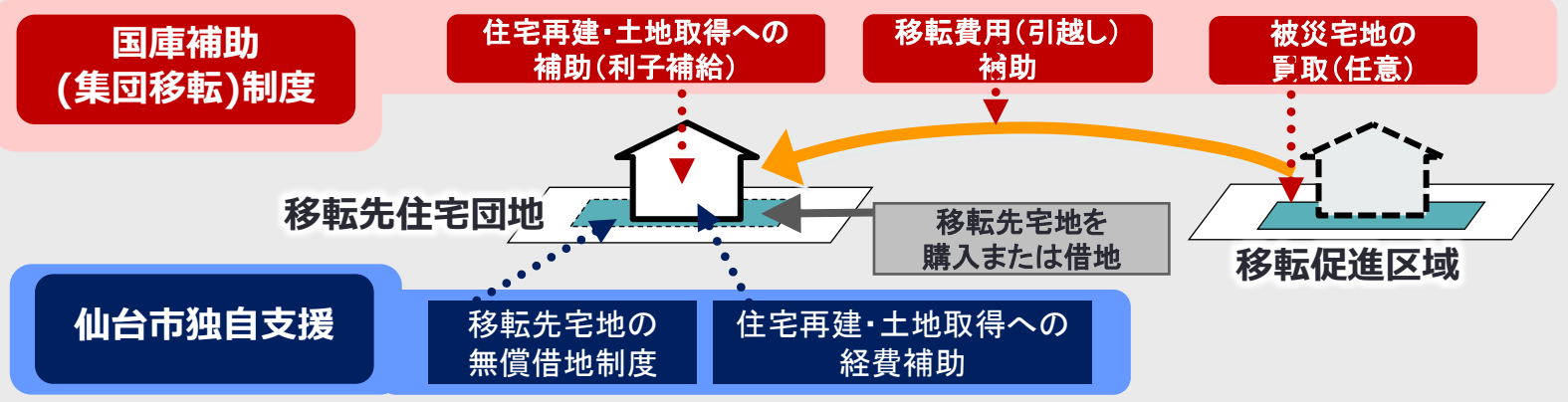
区域A 津波防御対策後も一定の浸水が予測される区域
区域B 浸水予測区域とはされていないものの、実際に津波による浸水被害のあった区域

4. 東部地域の住宅再建



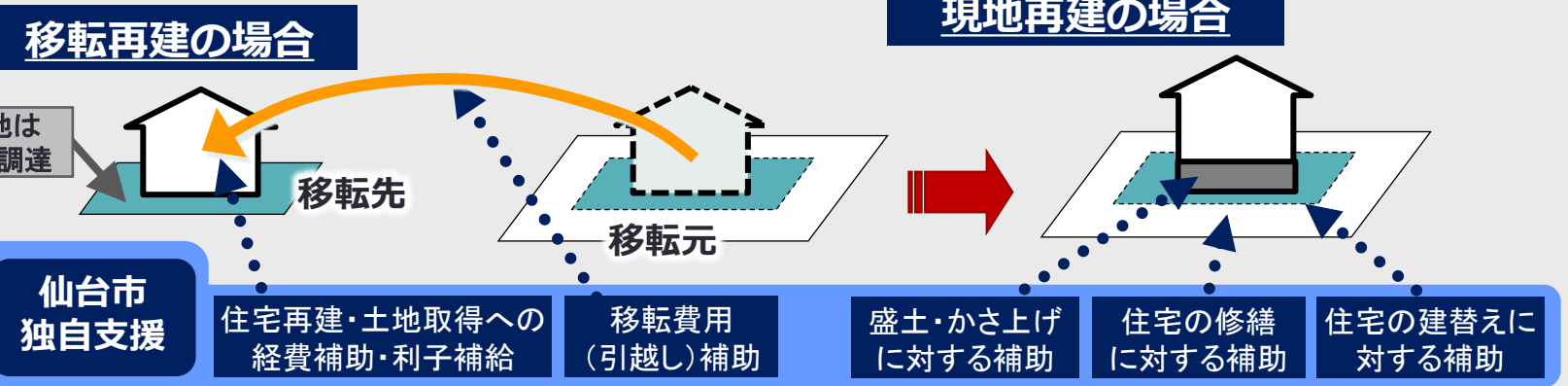
移転対象地区における支援制度

■防災集団移転促進事業による住宅再建支援



移転対象地区外における支援制度

■仙台市独自支援による住宅再建支援





「東部地域の住宅再建」のポイント

＜防災集団移転促進事業による住宅再建支援＞

東部沿岸地域における防災集団移転促進事業は、津波防災対策の一つであると同時に、失われた住宅の再建に向けた支援策でもあります。対象となる約1,500世帯のうち4割強の方が集団移転による移転を選択しており、市が造成する移転先団地を購入(または借地)して、自ら住宅を建築します。これに対し、市は①移転元地の買取り(任意)、②引越し費用の補助、③新たな住宅ローンの利子相当額の助成により、支援を行っています。

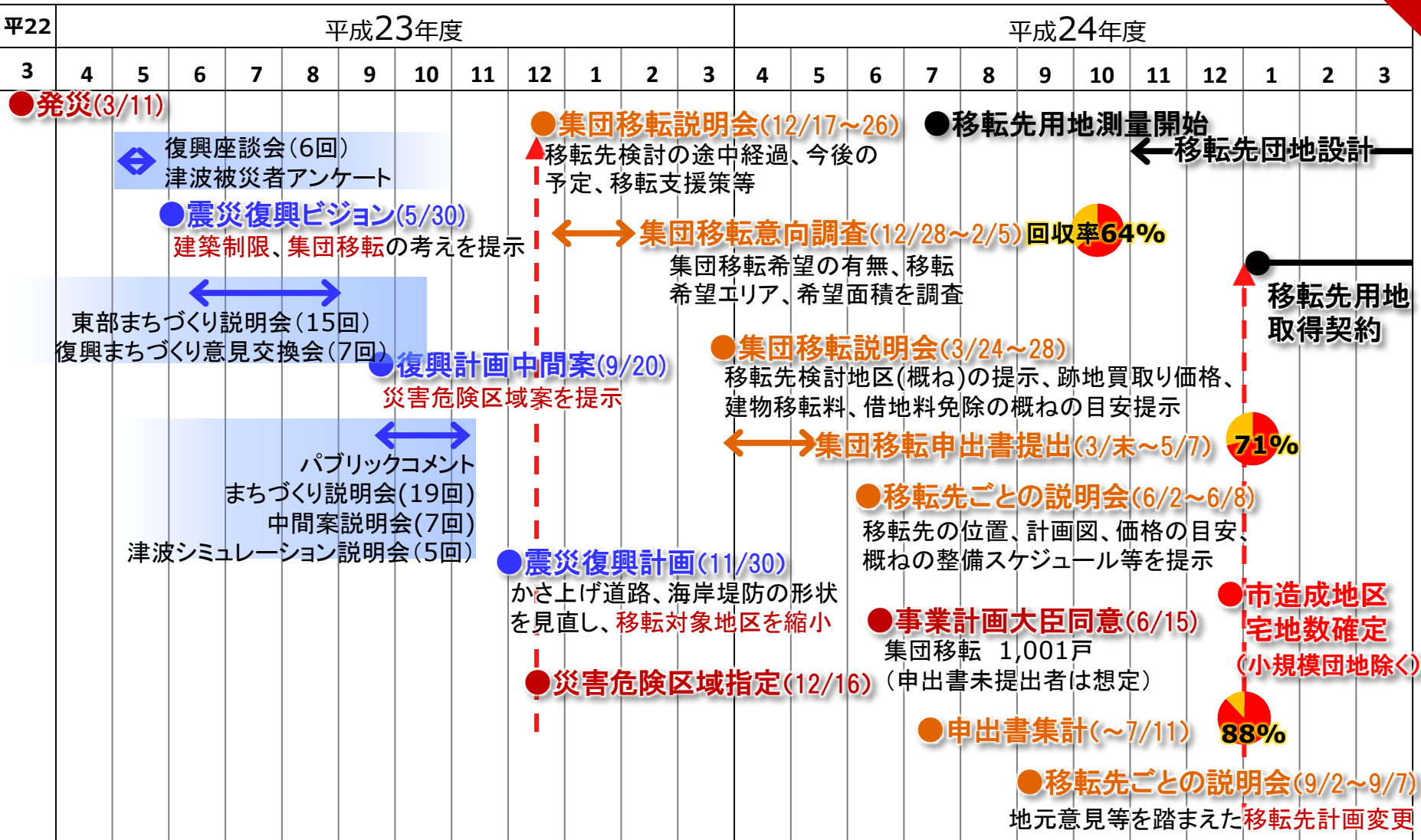
また、被災された方々は、津波によって住宅等全ての財産が流失し、その中で、新たに住宅を再建するには経済的負担が大きいこと等を考慮し、移転先宅地の借地料を無償(最大50年)とする仙台市独自の支援を行っています。

＜災害危険区域外での住宅再建支援＞

一方、様々な津波防災対策の結果、安全を確保できる内陸の地域(18ページの図の青いエリア)においては、集団移転の対象とならないことから、仙台市の独自支援として、集団移転と同様の住宅再建に係る助成や、現地再建する場合の盛土・かさ上げ、修繕、建替え費用への助成を行っています。

4. 東部地域の住宅再建

防災集団移転促進事業のこれまでの取組み（その1）



計画策定・合意形成期

個別再建方針形成期

宅地造成・まちづくり期



「東部地域の防災集団移転」の取組み①

＜計画策定・合意形成期(発災～平成23年12月)＞

被災地の復興に際して鍵となるのは合意形成です。発災直後から、津波防御施設や災害危険区域、集団移転の対象区域などについて、説明会や意見交換会を重ね、合意形成に努めてきました。

市議会での集中的な議論も踏まえ、平成23年11月には「仙台市震災復興計画」を策定し、翌12月には災害危険区域を指定しました。発災からの約9か月間が、復興の基本的な計画の策定と、住民との合意形成にあてられました。

＜個別再建方針形成期(平成23年12月～平成24年12月)＞

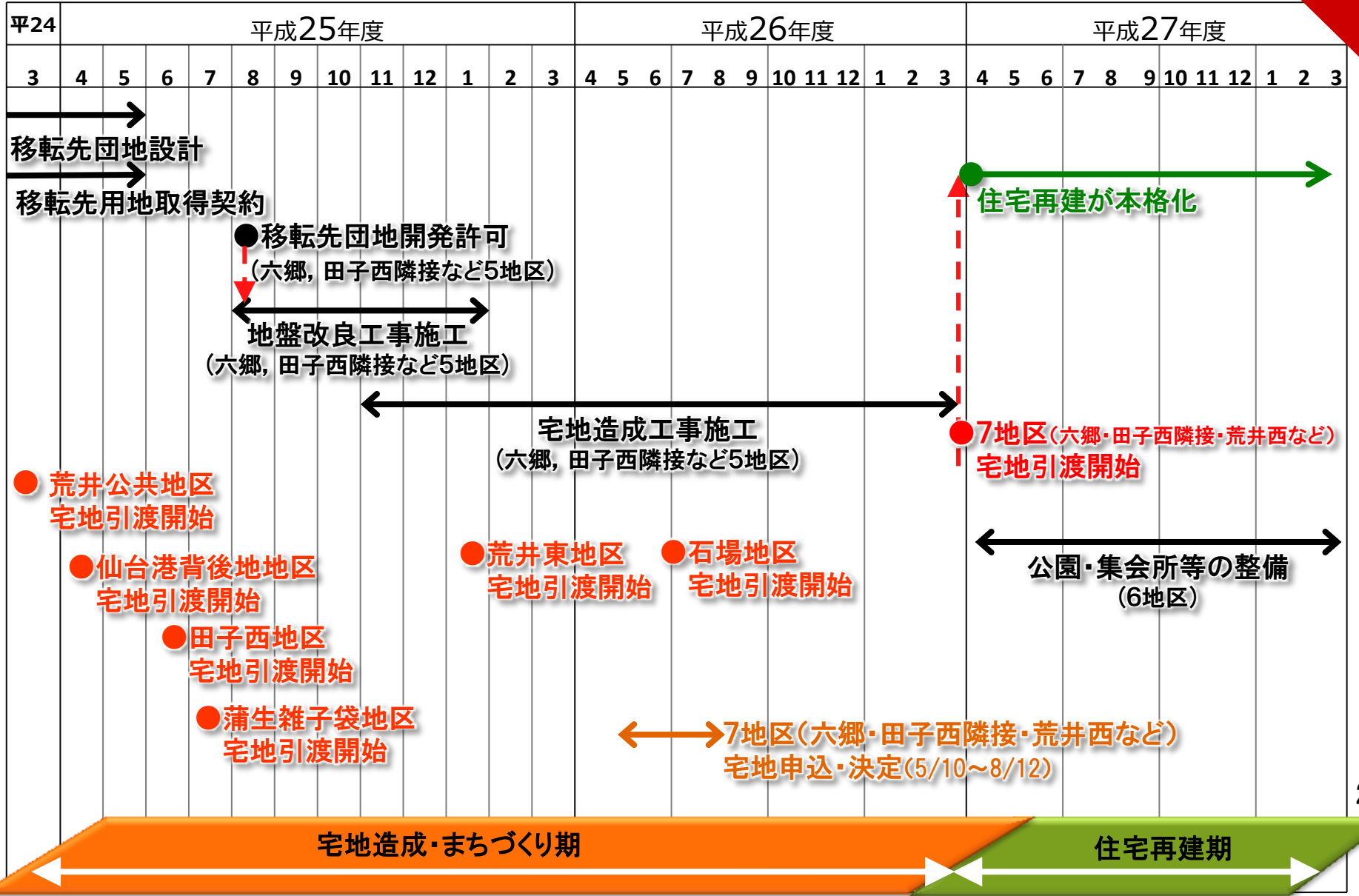
次のステップとして、移転先整備に着手する前に、移転対象の約1,500世帯の方々に、①集団移転への参加、②自ら移転先を探しての単独移転、③復興公営住宅への入居、のいずれを選択するのか、住宅再建の方針を固めていただく必要がありました。

また、移転先団地の整備位置についても、住み慣れた地域からの近さや利便性、住環境や宅地供給時期など、様々な希望のある中、調整を進めてきました。

こうしたステップを経て、13の移転先団地の位置を定め、団地ごとの宅地数を決定するまで、仙台市の場合、平成24年12月までの約1年間を費やしました。

4. 東部地域の住宅再建

防災集団移転促進事業のこれまでの取組み (その2)



宅地造成・まちづくり期

住宅再建期



「東部地域の防災集団移転」の取組み②

<宅地造成・まちづくり期(平成24年12月～平成27年3月)>

その後、用地取得を経て、造成工事に着手しています。

既成市街地を活用する移転先の場合、平成24年3月から宅地の供給を始めています。農地を新たに造成する移転先については、盛土自体の重さで地盤を安定させるなどしながら、安全な移転先団地の整備に取り組めました。

並行して、移転先団地ごとの意見交換会などを通じて、街並みのルールや親しみやすい公園づくりなど、新しいふるさとづくりに取り組んできました。

<住宅再建期(平成27年4月～)>

平成26年度末には、全ての移転先宅地の整備が完了し、現在、個別の住宅建築、新しいふるさとづくりが本格的に進む状況にあります。

4. 東部地域の住宅再建

移転先の状況

◆ 13地区が整備完了

宅地引渡し式 平成27年3月26日



住宅再建が進む移転先地

H27.11.1現在



(六郷地区)



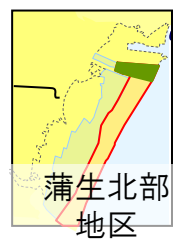
(田子西隣接地区)



(七郷地区)

5. 蒲生北部地区の復興土地地区画整理

蒲生北部被災市街地復興土地地区画整理事業・整備計画図



復興土地地区画整理事業の概要

名称	仙塩広域都市計画事業 仙台市蒲生北部被災市街地復興土地地区画整理事業
施行者	仙台市
施行面積	約 92.1 ha
施行期間	平成26年4月1日～平成34年3月31日

復興土地地区画整理事業の整備方針

- 西側に私有地を集約し、先行的に整備する。東側は市有地を集約する。
- 再開している事業所が多い区域は、可能な限り移転対象建物が少なくなるよう配慮する。
- 土地利用の向上と避難ルートの確保を図るため、地区中央部を東西に貫く地区内幹線道路を整備する。
- 地区東端部は貞山堀遺構の保存と干潟の自然環境に配慮した緑地を整備する。

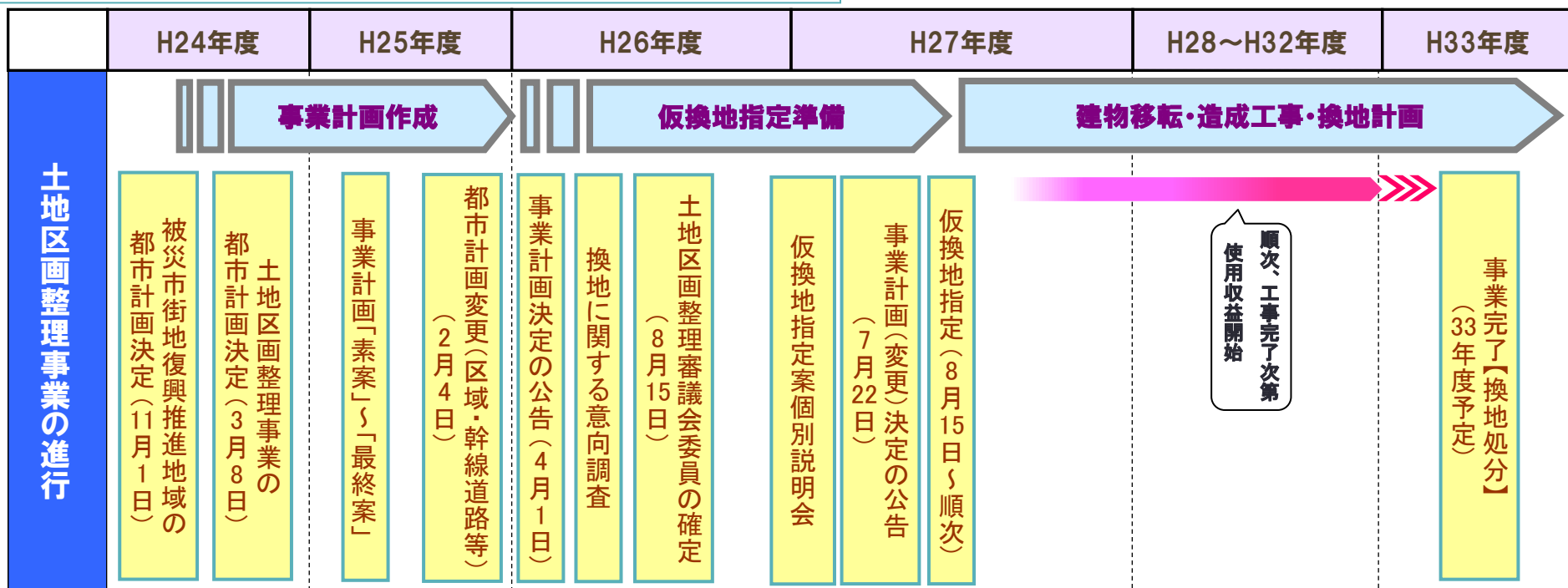
【凡例】

- 施行地区
- 幹線道路
- 準幹線道路
- 区画道路
- 歩行者専用道路
- 公園
- 緑地
- 調整池

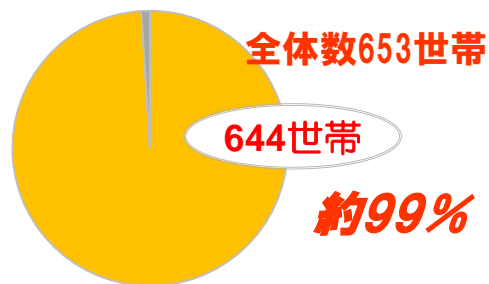
5. 蒲生北部地区の復興土地区画整理

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の流れ

H27.12.1現在

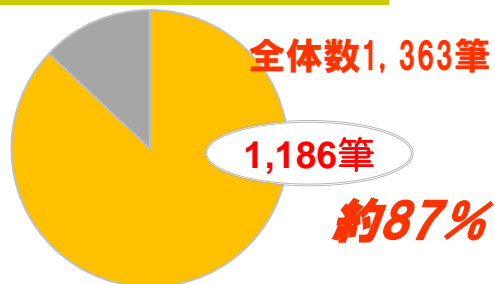


移転への合意



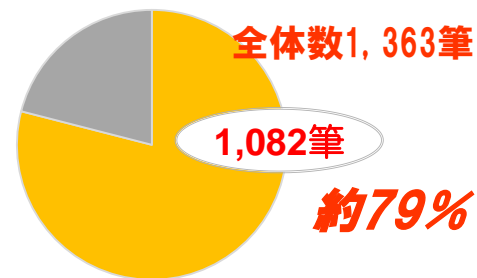
※防災集団移転対象世帯数に対する移転希望世帯数の割合

買取依頼書の受理



※全体数に対する受理数の割合

土地の買取契約



※全体数に対する契約数の割合



「蒲生北部地区の復興土地区画整理」のポイント

＜蒲生北部地区の震災前の状況＞

蒲生北部地区は、仙台市内で災害危険区域に指定された津波浸水区域の中で唯一、市街化区域に指定されており、震災前は住宅と業務系建物が混在した土地利用がなされていました。

＜防災集団移転後の土地利用の課題＞

この地区においても、災害危険区域の指定により住宅等の建築を規制するとともに、防災集団移転促進事業により安全な内陸への移転を進めています。

しかしながら、防災集団移転後には事業用地と移転後の住宅跡地が混在し、土地利用に課題が生じることから、土地区画整理事業により、業務系土地利用にふさわしい都市基盤の再整備と、土地の整理集約を図ります。

＜土地区画整理の基本方針＞

区画整理の実施にあたっては、①地区西側に民有地を集約し、先行的に整備する②地区東側には買取りした市有地を集約して大街区化を図ることなどを基本方針とし、平成33年度までの事業完了を目指しています。

6. 宅地被害復旧・支援事業

被災宅地の復旧事業について（その1）

地震による被害の程度が、「危険」または「要注意」などと確認された宅地は、仙台市内に**5,728宅地**

2つの支援制度により
宅地復旧を支援

公共事業区域内に存する宅地復旧を支援
(2,521宅地) (約**44%**)

左記以外の被災宅地
(3,207宅地) (約**56%**)

仙台市
施工

公共事業による宅地復旧

- ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業
- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

利益を受ける者が特定できる私有財産の保全であることから、宅地所有者が各擁壁の復旧工事費の**10%を負担**

所有者
施工

助成金制度による宅地復旧

- ・東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度

※申請期限を1年延長(平成27年3月31日受付終了)

擁壁等の復旧工事費のうち、100万円を超える部分の**90%を助成**(上限額1,000万円)

6. 宅地被害復旧・支援事業

被災宅地の復旧事業について (その2)

公共事業による宅地復旧

工事契約締結後の状況

工事中	12地区	10工事
工事完了	157地区	48工事
計	169地区	58工事

公共事業による宅地復旧事例 (南光台六丁目)

(復旧前)

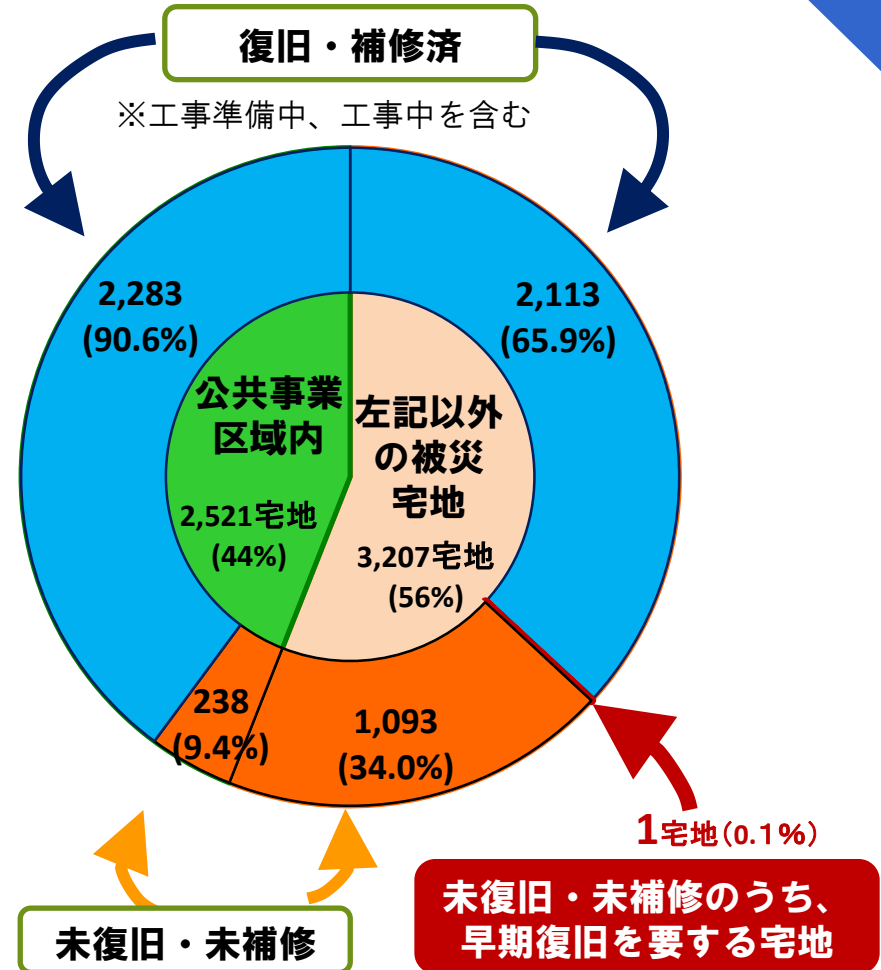


(復旧後)



H27.12.1現在

被災宅地(5,728宅地)の復旧状況



6. 宅地被害復旧・支援事業

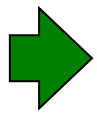
宅地被害復旧・支援事業のこれまでの取り組み



公共事業の復旧状況(折立五丁目)



(復旧前)



(復旧後)



(完了報告会の様子)



「宅地被害復旧・支援事業」のポイント

＜宅地被害の概要と対応＞

本市北西の丘陵部を中心に発生した地すべりや擁壁崩壊などの宅地被害は、昭和30～40年代にかけ、当時の技術基準に基づき造成された古い住宅団地に集中しました。

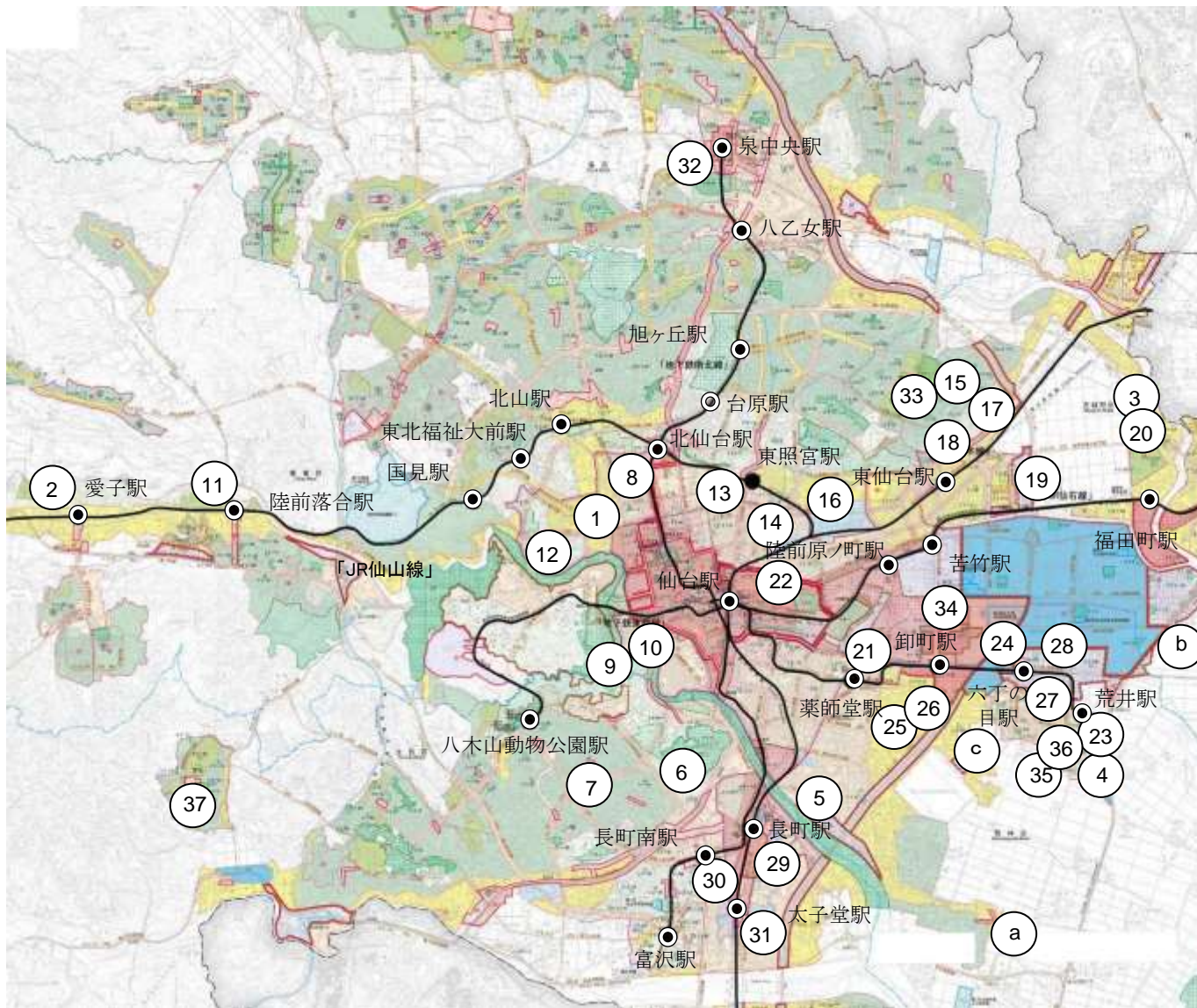
高齢化が進む古い団地への被害の集中は、次に掲げる公的支援、私的な備えの手薄さともあいまって、宅地被害の復旧・安全の確保を困難なものとなりました。

- ① 災害被害への公的支援として重要な「生活再建支援金」制度は、家屋のり災判定に基づき支給されるため、宅地擁壁自体の被害は勘案されない。
- ② 私的な備えとして近年重要度を増している「地震保険」も、宅地の被害は補償対象としていない。

このため、被災宅地の約4割については、新たに創設された公共事業（造成宅地滑動崩落緊急対策事業等）により復旧を図ることとし、残りの6割に関しては、仙台市独自の支援制度により復旧を後押しし、安全な宅地の再生と、二次災害の防止を図ることとしています。

7. 復興公営住宅の整備

復興公営住宅（集合住宅）の整備箇所一覧



1 北六番丁	21 宮城野
2 上原	22 仙台駅東
3 田子西	23 荒井東(第2期)
4 荒井東	24 六丁の目西町
5 若林西	25 中倉
6 鹿野	26 大和町
7 芦の口	27 荒井第二
8 通町	28 六丁の目中町
9 霊屋下	29 あすと長町
10 霊屋下第二	30 あすと長町第二
11 落合	31 あすと長町第三
12 角五郎	32 泉中央南
13 梅田町	33 鶴ヶ谷第三
14 小田原	34 卸町
15 鶴ヶ谷第二	35 荒井南
16 幸町第三	36 荒井南第二
17 燕沢東	37 茂庭第二
18 燕沢	a 六郷
19 新田東	b 岡田
20 田子西第二	c 荒井西

7. 復興公営住宅の整備

住まいの再建
(その3)

復興公営住宅（集合住宅等）の整備戸数

合計 3,206 戸

平成25年度供給地区			戸数	整備方式
青葉区	1	北六番丁	12	直接整備
計			12	戸

平成26年度(4月)供給地区			戸数	整備方式
宮城野区	3	田子西	176	直接整備
若林区	4	荒井東	197	直接整備
	5	若林西	152	個別買取
太白区	7	芦の口	39	直接整備
計			564	戸

平成26年度(上半期)供給地区			戸数	整備方式
青葉区	2	上原	27	直接整備
宮城野区	15	鶴ヶ谷第二	28	直接整備
	22	仙台駅東(※1)	27	直接整備
太白区	6	鹿野	70	直接整備
計			152	戸

※1 空住戸を復興公営住宅として活用

平成26年度(下半期)～平成27年度(4月)供給地区			戸数	整備方式
・東部防災集団移転に対応した戸建住宅(荒井東第二他2地区)を整備			30	直接整備
計			30	戸

平成27年度(下半期)完成予定地区			戸数	整備方式
・東部防災集団移転に対応した集合住宅(荒井西)、戸建住宅(田子西第四 他6地区)を整備			136	直接整備
・津波浸水区域に対応した集合住宅(六郷・岡田)を整備				
計			136	戸

平成26年度(下半期)～平成27年度(4月)供給地区			戸数	整備方式
青葉区	8	通町	142	直接整備
	9	霊屋下	33	直接整備
	13	梅田町	66	公募買取
	14	小田原	58	公募買取
宮城野区	16	幸町第三	38	公募買取
	17	燕沢東	63	公募買取
	19	新田東	35	公募買取
若林区	24	六丁の目西町	115	個別買取
	26	大和町	103	公募買取
	27	荒井第二	34	公募買取
	28	六丁の目中町	43	公募買取
太白区	29	あすと長町	163	公募買取
	30	あすと長町第二	96	公募買取
	31	あすと長町第三	68	公募買取
泉区	32	泉中央南	193	公募買取
計			1,250	戸

平成27年度(上半期)完成地区			戸数	整備方式
青葉区	10	霊屋下第二	88	直接整備
	11	落合	112	直接整備
	12	角五郎	47	直接整備
宮城野区	18	燕沢	55	公募買取
	20	田子西第二	168	公募買取
	21	宮城野	88	公募買取
	23	荒井東(第2期)	101	直接整備
若林区	25	中倉	58	公募買取
計			717	戸

平成27年度(下半期)完成予定地区			戸数	整備方式
宮城野区	33	鶴ヶ谷第三	17	直接整備
若林区	34	卸町	98	個別買取
	35	荒井南	75	直接整備
	36	荒井南第二	55	直接整備
太白区	37	茂庭第二	100	直接整備
計			345	戸

7. 復興公営住宅の整備

復興公営住宅の整備状況

平成27年度末の整備完了を目指し、工事を進めています。
 現在まで約2,800戸の整備が完了し、入居された方々の新しい生活が始まっています。

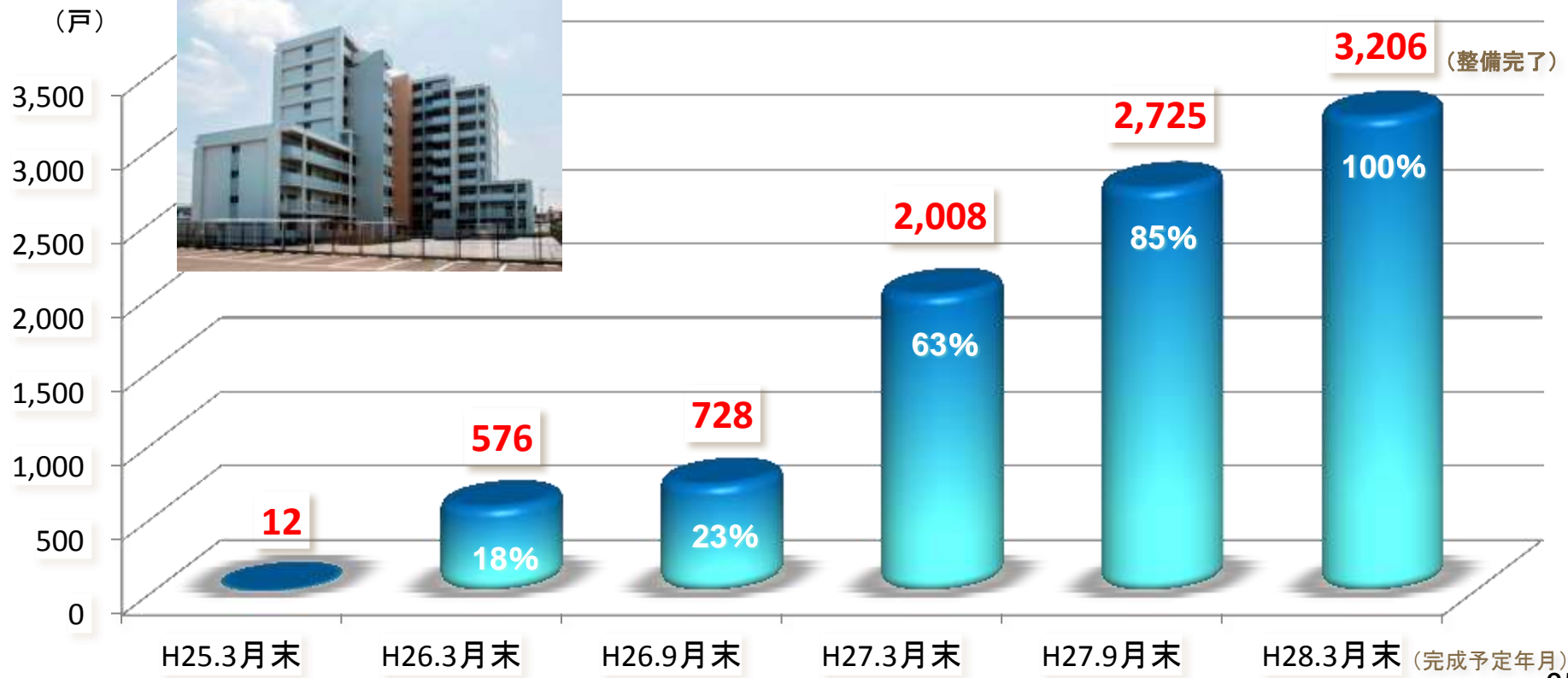
霊屋下第二(H27.9月完成)



あすと長町第二復興公営住宅交流会の様子



宮城野(H27.8月完成)



※一部の地区で若干遅れる見込み 35



「復興公営住宅の整備」のポイント

＜復興公営住宅の整備戸数・配置＞

集団移転対象者や宅地被害を受けた方、その他住宅を失った方々のため、仙台市では、約3,200戸の復興公営住宅(＝災害公営住宅)の整備を進めています。整備戸数については、対象となる方への意向調査を複数回実施し、その結果を踏まえて調整を行ってきました。

整備にあたっては、被災地との位置関係、交通条件や買物等の生活環境などを総合的に考慮して地区の選定を行うとともに、東部地域の防災集団移転や津波浸水区域に対応した戸建・集合住宅の整備も行いました。

また、市による直接整備だけでなく、整備エリアや価格上限を示した上で、住宅整備を行う事業者を募集する「公募買取方式」を組み合わせ、早期の整備を目指してきました。

＜入居募集＞

入居募集にあたっては、その世帯の状況により「優先入居」「優先順位」「一般抽選」の3つの枠を設定し募集を行うとともに、震災前や仮設住宅などでのコミュニティのまともを維持する「コミュニティ入居」、高齢者の見守りや近所間の支えあいを目的とする「グループ入居」の申込方法も設定しました。

また、意向調査において、現にペットを飼育し引き続きペットと一緒に入居を希望する世帯も一定数あったことから、住宅の完成時期や地域バランスなどを考慮しながら、ペット入居可能な住宅を設定しました。

8. 農業の復興に向けて

農地の再生とほ場整備事業

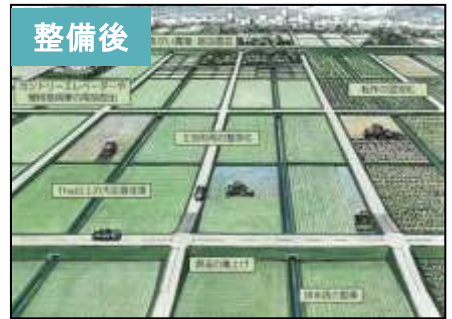
現況約10a～30aの小区画の農地を約30a～100aに集約
(仙台東地区は、約70%の農地を大区画化する予定)

東日本大震災により被害を受けた生産基盤の早期再生に向けて、津波被害を受けた仙台東部地域の農地の除塩・復旧工事を進めてきたところであり、平成26年度末までに工事が完了しました。
また、農業生産性の向上と農業経営の安定化に向け、国や宮城県による「ほ場整備事業」を進めています。

- **仙台東地区 (事業主体: 国)**
 - ・地区面積: 2,244ha(農地、道路・水路含む)
 - ・農地面積: 1,997ha(現況)、1,978ha(計画)
- **四郎丸地区 (事業主体: 県)**
 - ・地区面積: 102ha(農地、道路・水路含む)
 - ・農地面積: 94ha(現況)、92ha(計画)



〈イメージ〉
➔



ほ場整備により大区画化された農地 (井土地区) H26.8

1. 震災の概要と復興の状況

震災被害の概要[3]	(復興事業局震災復興室)
復興事業の状況[4]	(同上)

2. 生活再建支援

応急仮設住宅入所世帯状況[5]	(復興事業局生活再建推進室)
入居世帯の震災時居住形態の推移[6]	(同上)
震災時の居住地と住まいの再建方針[6]	(同上)
応急仮設住宅の供与期間(特定延長の導入)[7]	(復興事業局仮設住宅室)
被災者生活再建推進プログラムの改訂(加速プログラムへ)[7]	(復興事業局生活再建推進室)
「生活再建支援」のポイント①[8]	(同上)
被災者生活再建加速プログラム(その1)[9]	(同上)
「生活再建支援」のポイント②[10]	(同上)
被災者生活再建加速プログラム(その2)[11]	(同上)
被災者生活再建加速プログラム(その3)[12]	(同上)

3. 津波防災対策

津波防災対策の基本的な考え方[13]	(復興事業局震災復興室)
津波浸水シミュレーション[14]	(同上)
津波防災対策の概要[15]	(危機管理室防災計画課)
かさ上げ道路事業[16]	(建設局道路計画課・南道路建設課)
津波避難施設整備事業[17]	(危機管理室防災計画課)

4. 東部地域の住宅再建

防災集団移転促進事業[18]	(復興事業局事業計画課)
移転対象地区における支援制度[19]	(復興事業局住宅再建支援課)
移転対象地区外における支援制度[19]	(同上)
「東部地域の住宅再建」のポイント[20]	(同上)

防災集団移転促進事業のこれまでの取組み(その1)[21]	(復興事業局事業計画課)
「東部地域の防災集団移転」の取組み①[22]	(同上)
防災集団移転促進事業のこれまでの取組み(その2)[23]	(同上)
「東部地域の防災集団移転」の取組み②[24]	(同上)
移転先の状況[25]	(同上)

5. 蒲生北部地区の復興土地区画整理

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業・整備計画図[26]	(復興事業局蒲生北部整備課)
蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の流れ[27]	(同上)
「蒲生北部地区の復興土地区画整理」のポイント[28]	(同上)

6. 宅地被害復旧・支援事業

被災宅地の復旧事業について(その1)[29]	(復興事業局宅地保全調整課)
被災宅地の復旧事業について(その2)[30]	(同上)
宅地被害復旧・支援事業のこれまでの取組み[31]	(同上)
「宅地被害復旧・支援事業」のポイント[32]	(同上)

7. 復興公営住宅の整備

復興公営住宅(集合住宅)の整備箇所一覧[33]	(都市整備局復興公営住宅室)
復興公営住宅(集合住宅等)の整備戸数[34]	(同上)
復興公営住宅の整備状況[35]	(同上)
「復興公営住宅の整備」のポイント[36]	(同上)

8. 農業の復興に向けて

農地の再生とほ場整備事業[37]	(経済局東部農業復興室)
------------------	--------------

担当課および問い合わせ先一覧(2)

担当課(部省略)		問い合わせ先	該当ページ
危機管理室	防災計画課	022-214-3047	15,17
復興事業局	震災復興室	022-214-1266	3,4,13,14 復興レポート全体
	生活再建推進室	022-214-8579	5-12
	仮設住宅室	022-214-5080	7
	事業計画課	022-214-8473 022-214-8475	18,21-25
	住宅再建支援課	022-214-8476 022-214-8032	19,20
	蒲生北部整備課	022-214-8031	26-28
	宅地保全調整課	022-214-8450	29-32
経済局	東部農業復興室	022-214-7328	37
都市整備局	復興公営住宅室	022-214-8418	33-36
建設局	道路計画課	022-214-8374	16
	南道路建設課	022-214-8408	16